

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月3日

札幌市長 殿

提出者

住 所 札幌市中央区大通西 7 丁目 1 番地 1

氏 名 前田建設工業株式会社 北海道支店

執行役員支店長 土屋 建

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 011-252-7320

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	前田建設工業株式会社北海道支店
事業場の所在地	札幌市中央区大通西 7 丁目 1 番地 1
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06 総合工事業
②事業の規模	完成工事高 126.94億円（令和6年度）
③従業員数	123人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
資材納入業者に簡易梱包を要請して梱包用の廃プラ類を削減する。 金属部材の工場加工を推進して現地での加工量を削減する。 木製型枠の工場加工を推進して現地での加工量を削減する。 部材のプレキャスト化を推進して現地での製造工程を削減する。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 職員と作業員等の関係者に分別の重要性を教育した。 品目ごとの分別を徹底して混合廃棄物の発生量を削減した。 廃プラ類の非塩ビ系（再生可能品）、塩ビ系（再生不可品）、タイルカーペット類の収集かごを別々にして廃プラ類の分別を細分化した。 金属くずを利用可能なものと端材を分別して場内での再利用を図った。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 職員と作業員等の関係者に分別の重要性を教育する。 品目ごとの分別を徹底して混合廃棄物の発生量を削減する。 廃プラ類の非塩ビ系（再生可能品）、塩ビ系（再生不可品）、タイルカーペット類の収集かごを別々にして廃プラ類の分別を細分化する。 金属くずを利用可能なものと端材を分別して場内での再利用を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	—	—
①現状		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
		(これまでに実施した取組)		
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	—	—
②計画		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
		(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和6年度）実績】		
		産業廃棄物の種類	—	—
①現状		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
		自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
		(これまでに実施した取組)		
		【目標】		
		産業廃棄物の種類	—	—
②計画		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
		(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 再生碎石製造施設を所有する中間処理業者にコンクリートくずやアスファルトコンクリートくずの処理を委託した。 RPF製造施設を所有する中間処理業者に木くず・紙くず・廃プラ類の処理を委託した。 造粒固化や改質固化施設を所有する中間処理業者に汚泥の処理を委託した。			

		【目標】	
		産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり
②計画		全処理委託量	t t
優良認定処理業者への 処理委託量		t t	
再生利用業者への 処理委託量		t t	
認定熱回収業者への 処理委託量		t t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		t t	
(今後実施する予定の取組)			
<p>再生碎石製造施設を所有する中間処理業者にコンクリートくずやアスファルトコンクリートくずの処理を委託する。</p> <p>R P F 製造施設を所有する中間処理業者に木くず・紙くず・廃プラ類の処理を委託する。</p> <p>造粒固化や改質固化施設を所有する中間処理業者に汚泥の処理を委託する。</p> <p>リサイクル施設を所有する中間処理業者の調査・選定。</p>			
※事務処理欄			

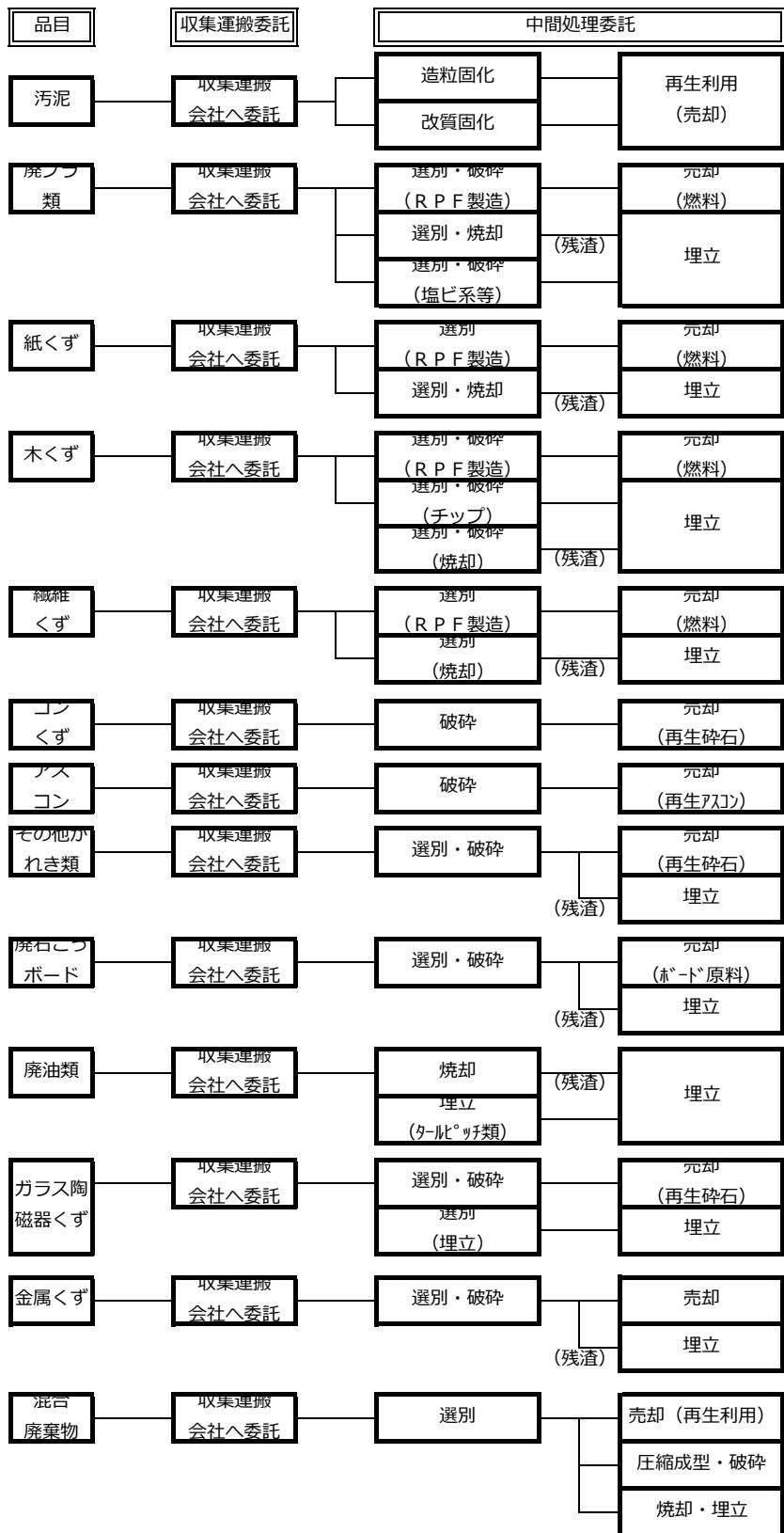
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

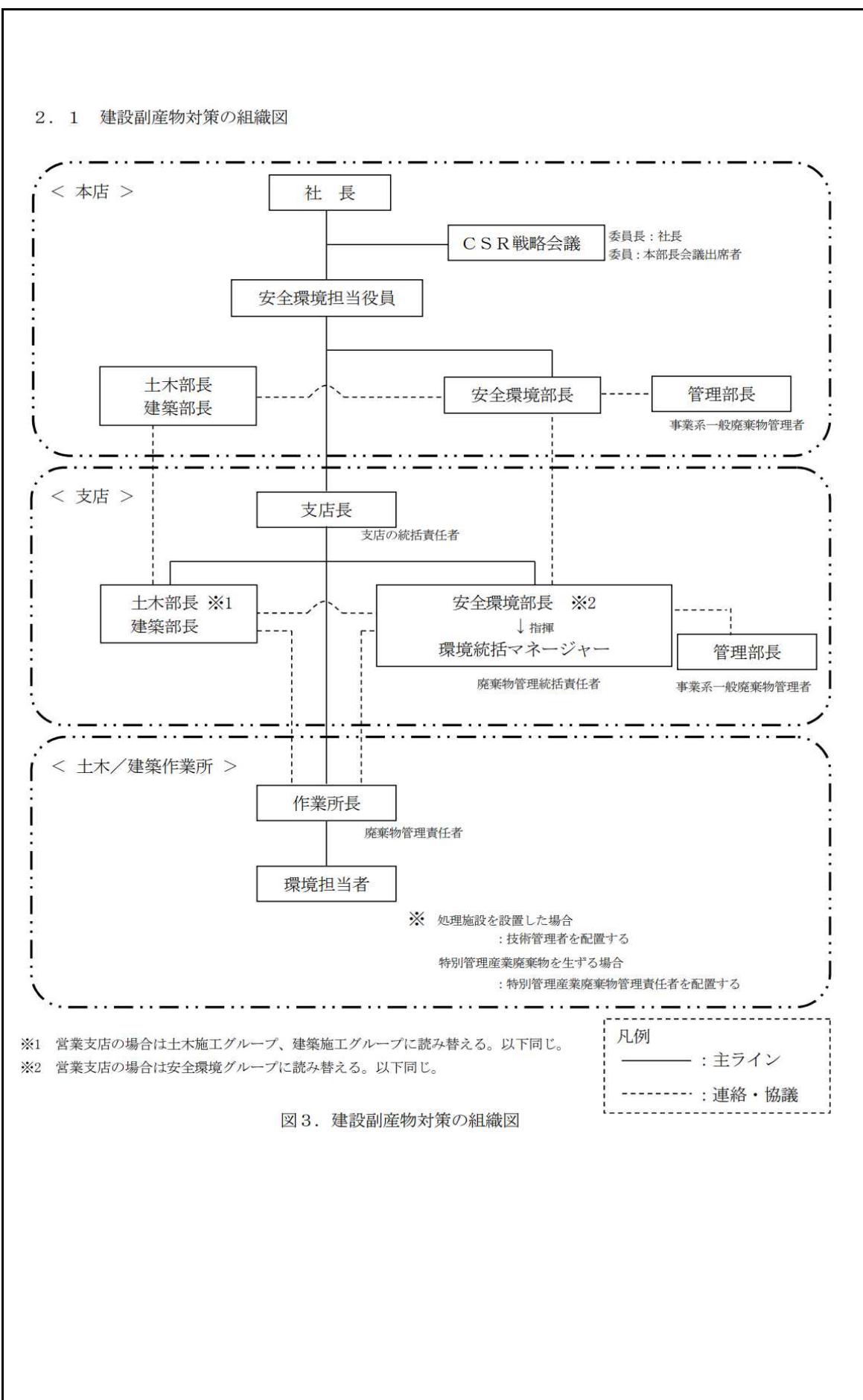
別添1 処理工程図

【全廃棄物について】

1. 可能な限り再生処理業者に処理を委託して再資源化を推進する。
 - ① R P F 製造施設を所有する中間処理業者へ処理を委託する。
 - ② 造粒固化施設や改質固化施設を所有する中間処理業者に処理を委託する。
2. 廃棄物の分別を推進して混合廃棄物の発生量を削減する。
3. 材料のプレカット化やプレキャスト化を推進する。
4. 完全電子マニフェスト化への取組
5. 産業廃棄物の一連の処理工程



別添2 管理体制図



産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和6年度)実績量

計画:今年度(令和7年度)計画量(目標)

単位:トン